

令和5年（ワ）第17364号、令和5年（行ウ）299号

若年成人被選挙権剥奪違憲確認等請求事件

原告 能條桃子、中村涼香、中村涼夏、久保遼、Chico.、吉住海斗
被告 国

証拠説明書1（甲A号証）

2023年8月28日

東京地方裁判所民事第2部 御中

原告代理人弁護士 戸田善恭

同 井桁大介

同 谷口太規

同 亀石倫子

同 西愛礼

号証	標目（原本・写しの別）		作成年月日	作成者	立証趣旨
甲A 1の1	供託書	写し	2023年3月 23日	横浜地方 法務局	原告能條桃子が2023年4月9日を選挙期日とする神奈川県知事選挙に立候補するため、供託金300万円を納付したこと。

甲 A 1 の 2	候補者届出書	写し	同上	原告能條 桃子	原告能條桃子が 2023 年 4 月 9 日を選挙期日とする神奈川県知事選挙に立候補するため、立候補届出書を選挙長に提出したこと。
甲 A 1 の 3	立候補届出をしな かったことの証明 書	写し	同上	神奈川県 知事選挙 選挙長	原告能條桃子の前記立候補届出（甲 A1 の 2）が受理されなかったこと。
甲 A 1 の 4	住民票	写し	2023 年 7 月 10 日	平塚市長	原告能條桃子は 1998 年 3 月生まれの日本国民であり、2023 年 3 月 23 日時点において引き続き三箇月以上神奈川県内に住所を有していたこと。
甲 A 2 の 1	供託書	写し	2023 年 3 月 30 日	鹿児島地 方法務局	原告中村涼夏が 2023 年 4 月 9 日を選挙期日とする鹿児島県議会議員選挙に立候補するため、供託金 60 万円を納付したこと。
甲 A 2 の 2	候補者届出書	写し	2023 年 3 月 29 日	原告中村 涼夏	原告中村涼夏が 2023 年 4 月 9 日を選挙期日とする鹿児島県議会議員選挙に立候補するため、立候補届出書を選挙長に提出したこと。
甲 A 2 の 3	立候補届出をしな かったことの証明 書	写し	2023 年 5 月 23 日	鹿児島県 議会議員 選挙選挙 長	原告中村涼夏の前記立候補届出（甲 A2 の 2）が受理されなかったこと。

甲 A 2 の 4	住民票	写し	2023 年 7 月 10 日	鹿児島市 長	原告中村涼夏は 2001 年 8 月生まれの日本国民であり、告示日である 2023 年 3 月 31 日時点において引き続き三箇月以上鹿児島県内に住所を有していたこと。
甲 A 3 の 1	供託書	写し	2023 年 4 月 14 日	甲府地方 法務局大 月支局	原告久保遼が 2023 年 4 月 23 日を選挙期日とする都留市議会議員選挙に立候補するため、供託金 30 万円を納付したこと。
甲 A 3 の 2	候補者届出書	写し	2023 年 4 月 16 日	原告久保 遼	原告久保遼が 2023 年 4 月 23 日を選挙期日とする都留市議会議員選挙に立候補するため、立候補届出書を選挙長に提出したこと。
甲 A 3 の 3	供託原因消滅証明 願	写し	2023 年 5 月 19 日	同上	原告久保遼の前記立候補届出（甲 A3 の 2）が受理されなかったこと。
甲 A 3 の 4	住民票	写し	2023 年 4 月 16 日	都留市長	原告久保遼は 2003 年 10 月生まれの日本国民であり、告示日である 2023 年 4 月 16 日時点において引き続き三箇月以上都留市に住所を有していたこと。
甲 A 4 の 1	供託書	写し	2023 年 4 月 14 日	千葉地方 法務局船 橋支局	原告中村涼香が 2023 年 4 月 23 日を選挙期日とする船橋市市議会議員選挙に立候補するため、供託金 30 万円を納付したこと。

甲 A 4 の 2	候補者届出書	写し	2023 年 4 月 16 日	原告中村 涼香	原告中村涼香が 2023 年 4 月 23 日を選挙期日とする船橋市市議会議員選挙に立候補するため、立候補届出書を選挙長に提出したこと。
甲 A 4 の 3	立候補届出をしな かったことの証明 書	写し	2023 年 4 月 21 日	船橋市議 会議員一 般選挙選 挙長	原告中村涼香の前記立候補届出（甲 A4 の 2）が受理されなかったこと。
甲 A 4 の 4	住民票	写し	2023 年 4 月 16 日	船橋市長	原告中村涼香は 2000 年 6 月生まれの日本国民であり、告示日である 2023 年 4 月 16 日時点において引き続き三箇月以上船橋市内に住所を有していたこと。
甲 A 5 の 1	供託書	写し	2023 年 4 月 12 日	東京法務 局府中支 局	原告 Chico. が 2023 年 4 月 23 日を選挙期日とする狛江市市議会議員選挙に立候補するため、供託金 30 万円を納付したこと。
甲 A 5 の 2	候補者届出書	写し	2023 年 4 月 16 日	Chico.	原告 Chico. が 2023 年 4 月 23 日を選挙期日とする狛江市市議会議員選挙に立候補するため、立候補届出書を選挙長に提出したこと。

甲 A 5 の 3	選挙管理委員会からの送付書	写し	2023 年 4 月	狛江市選挙管理委員会	原告 Chico. の前記立候補届出（甲 A5 の 2）が受理されなかったことを示す「立候補の届出がなかった旨の証明書」が狛江市選挙管理委員会から発行されていたこと。
甲 A 5 の 4	住民票	写し	2023 年 4 月 16 日	狛江市長	原告 Chico. は 2000 年 3 月生まれの日本国民であり、告示日である 2023 年 4 月 16 日時点において引き続き三箇月以上狛江市内に住所を有していたこと。
甲 A 6 の 1	供託書	写し	2023 年 4 月 12 日	東京法務局	原告吉住海斗が 2023 年 4 月 23 日を選挙期日とする調布市市議会議員選挙に立候補するため、供託金 30 万円を納付したこと。
甲 A 6 の 2	候補者届出書	写し	2023 年 4 月 16 日	原告吉住海斗	原告吉住海斗が 2023 年 4 月 23 日を選挙期日とする調布市議会議員選挙に立候補するため、立候補届出書を選挙長に提出したこと。
甲 A 6 の 3	立候補届出をしなかったことの証明書	写し	2023 年 4 月 25 日	調布市議会議員選挙選挙長	原告吉住海斗の前記立候補届出（甲 A6 の 2）が受理されなかったこと。

甲 A 6 の 4	住民票	写し	2023 年 7 月 10 日	調布市長	原告吉住海斗は 1999 年 7 月生まれの日本国民であり、告示日である 2023 年 4 月 16 日時点において引き続き三箇月以上調布市内に住所を有していたこと。
甲 A7	調査報告書	写し	2023 年 7 月 9 日	原告ら代理人戸田善恭	被選挙権年齢引き下げに関する国会での答弁内容及び各政党の公約内容等。

甲 A8	陳述書	原本	2023 年 6 月 14 日	原告能條 桃子	<p>原告能條桃子は、大学で選挙ボランティアに携わったことがきっかけで若者の政治参加が盛んなデンマークに留学し、同世代の若者の政治意識の高さに触発されて、若者の政治参加を身近なものにすることを目的とする一般社団法人 NO YOUTH NO JAPAN（以下「NYNJ」という。）を設立した。NYNJ では選挙の都度若者による政策討論会を開催し、国会議員を毎週呼ぶなどして若者の要望を伝える活動に取り組んでいる。原告能條桃子は、その過程で、被選挙権年齢問題を含む若者の政治参加に本気で取り組む議員の少なさを知り、司法を通じた問題解決の途を模索するようになった。</p>
------	-----	----	--------------------	------------	---

甲 A9	陳述書	原本	2023年7月 7日	原告吉住 海斗	原告吉住海斗は、自身の児童養護施設で育った経験を踏まえて、児童養護施設への就職のミスマッチによる離職率の高さを解消するために、児童養護施設内部の雰囲気可視化する求人プラットフォームを作ること尽力した。大学卒業後はブランディング会社に就職したが、児童養護施設出身者の声を政治に反映させるために政治家となることを希望している。
------	-----	----	---------------	------------	---

甲 A10	陳述書	原本	2023 年 6 月 21 日	原告中村 涼香	<p>原告中村涼香は、長崎県出身で被爆者の祖母を持つ被爆三世である。高校時代から核兵器を世界からなくすことを目指して核兵器廃絶運動に取り組んでおり、大学では同世代の仲間たちと NO NUKES TOKYO という核兵器廃絶を推進する団体を立ち上げた。各地での講演活動ととして核兵器廃絶のための草の根活動に取り組んでいる。原告中村涼香は、核兵器廃絶に関するヒアリングの中で、若者であるというだけで年長者から適当にあしらわれたり罵声を浴びせられたことが何度もあった。そうした中で、若者に共感し若者の声を代弁する若い世代の政治家の存在が必要であると考えようになった。</p>
-------	-----	----	--------------------	------------	--

甲 A11	陳述書	原本	2023年6月 12日	Chico.	<p>原告Chico. は、長崎県出身で、女性蔑視的な文化が残る環境で生まれ育った。</p> <p>「男性陣が上座に座って女性に酒をつがせていて、なぜ女性は座ってご飯を食べてはいけないのだろう」という違和感からジェンダー問題に関心を持つようになった。その後アメリカに留学してジェンダーに関する多様な価値観に触れる中で、性別分業的な倫理観は時代に適さないものであると考えるようになった。原告Chico. は、ジェンダーと立候補年齢の問題は、性別や年齢で能力に大きな違いがないにもかかわらず偏見から差別が助長されている点で問題構造は同じだと感じている。政治の世界に女性や女性の意見に理解のある人々が増えなければ女性の意見を踏まえてルールを変えることができないのと同様に、議会に若者が増えなければ若者の意見を踏まえたルールをアップデートしてより良い社会を創ることはできないと考えている。</p>
-------	-----	----	----------------	--------	--

甲 A12	陳述書	原本	2023 年 6 月 10 日	原告久保 遼	<p>原告久保遼は、原子力発電所が多く存在する福井県で生まれ育った。中学生の時、原子力発電所を巡る賛成派反対派の意見を聞く中で反対派の声と実際の政策の間に大きな乖離があること、政治が全く地元の人たちに寄り添っていないことなどを知り、市民一人一人が政治に関わっていかなくてはならないと考えるようになった。高校では、フランスや台湾で政治参加のための多様なルートが開かれていること、韓国の若者の政治意識の高さ等を知り刺激を受けた。その後原告久保遼は、大学で NYNJ のメンバーとなり若者の政治参加を促進するようになった。</p> <p>原告久保遼は、被選挙権年齢の引き下げにより若者は学生時代に感じた問題意識をそのまま政治の場にもって行くことができるようになり、また若者が感じる社会課題（環境問題や学費問題）に共感してそれを政治の場で代弁できるのは若い世代の政治家であるから、被選挙権年齢</p>
-------	-----	----	--------------------	-----------	--

					を引き下げて、より多くの若者が政治に参加する途を開くべきであると考えている
甲 A13	陳述書	原本	2023年6月 15日	原告中村 涼夏	原告中村涼夏は、鹿児島県指宿市で生まれ、種子島の海で毎日のように遊びながら育った。4歳で名古屋に引っ越して、ヘドロで濁った海を見て種子島の自然は決して当たり前のものではなくとても恵まれた環境だったことを強く感じ、次第に環境問題や自然問題に取り組む科学者やNGOの活動家になりたいと考えるようになった。高校では世界自然保護基金(WWF)が主催する自然環境ツアーに参加する他自分自身で九州北部の水田めぐりツアーを企画した。さらに、2020年1月にはグレタ・トゥーンベリ氏が立ち上げた Friday for Future の日本支部を設立して気候変動に関する提言書や声明の発信などにも取り組んだ。大学進学後は、気候変動について小泉進次郎環境大臣との意見交換を行い、

				<p>国会で意見陳述をする機会も得た。気候変動問題と おして様々な政治家と 話し合う中で、自分たちと 同じような危機意識を持 つ政治家はおらず、若者の 声は政治の世界に届かな いと感じるようになった。 COP27 などの国際会議に は自分と同じ年代の若者 が議員がとして参加する のをよく目にしたが、日本 の議員をそのような国際 会議で目にはほとんどな かった。原告中村涼夏は、 若者の代弁者が生まれな い大きな原因は、被選挙 権年齢が 25 歳や 30 歳 に設定されていることに あると考えている。原告 中村涼夏は、もし自身に 被選挙権が認められるの であれば、同じ問題意識 を持つ議員や首長と一緒 に活動したいと強く願っ ている。</p>
--	--	--	--	--

以 上